

ヘルパーの できる事・できない事

介護保険制度は、介護サービスを利用することで、できる限り「自立した生活」を送れるようになる事を主な目的としています。介護サービスは、介護を必要とする高齢者の生活をより便利にしてくれますが、必要以上のサービスを利用する事は、自立を促すのとは反対の結果を招いてしまいます。ホームヘルプサービスを正しく理解して、上手に利用することで安心に繋がってください。



網走市社会福祉協議会在宅福祉係

ホームヘルパーとして

できる



身体介護

食事、入浴、排泄などの生活動作ができず、介護を必要とする場合に、同居家族の有無などに関らず利用ができます。

○入浴や清拭の介助



○排泄の介助



○食事介助



○服薬介助



○身体整容

口腔ケアや整髪など



○更衣介助



○通院や外出の介助



など

生活援助

一人暮らしの方や、家族が病気などで自ら家事を行う事が困難な場合に利用できます。

○掃除支援



○一般的な調理や準備



○洗濯



○買物



など

ヘルパーはケアマネさんの計画に基づいた支援を行う事ができます。

ホームヘルパーとして

できない

× 家族の調理・洗濯・掃除



利用者様以外の家族の家事はできません。主に家族が使用する部屋の掃除も出来ません。

× ペットの世話



× 野菜の収穫や花木の手入れ、草むしり



× 大掃除や家具等の移動や修繕



日常的な掃除の範囲を超える掃除や、高い場所・危険の伴う支援は出来ません。

× 来客の対応



利用者様以外の方へのお茶出しや食事の準備はできません。

× 換気扇掃除や床のワックスがけ



年に数回しか行われないものは介護保険適応外です。

× 医療行為



褥瘡、水虫、巻き爪切りなど。確認してくださいね！

× 薬の購入



・・・その他・・・

- × お墓参り
- × お餅調理
- × おしゃれ着の手洗い
- × お酒、たばこ等嗜好品購入
- × ベランダ掃除
- × 雪かき
- × お見舞い

介護サービスの相談があるときは



介護サービスを利用して、困ったことや相談したいことがあったら、担当のヘルパーや、サービス提供責任者に話して解決するようにしましょう！もしも、話しづらかったり、話しても改善されない場合はケアマネさんに相談してください。
ケアマネさんから、相談内容を事業所に伝えてくれ、対応策を検討します。

ヘルパーの支援は、ケアマネさんの作成したケアプランに基づいて行われます。

ケアプランに入っていない支援が必要になった場合は、ケアマネさんへの相談が必要です。その場合は、担当ヘルパーやサービス提供責任者に相談したり、直接ケアマネさんにお話してください。



● 訪問の日にちや時間の変更 ●



担当のヘルパーに伝えるか、事業所まで電話をお願いします。

☎ **43-2537** 月～金 8:45～17:30



● かかりつけ医の変更をお知らせください ●

もしもの為にかかりつけ医を確認しています。急に体調が悪くなった時や、必要がある場合には救急車を要請します。その際、救急隊員にかかりつけ医をお伝えします。
かかりつけ病院や医師が変わったときには、教えてください。



網走市社会福祉協議会
作成